

## 平成27年4月1日、二つの改正法が施行！

### ーパートタイム労働法と次世代育成支援対策推進法ー

- 標記の二法が改正され、平成27年4月1日より施行されます。主な改正のポイントは、次のとおりです。

#### 1 パートタイム労働法（改正のポイント）

- (1) パートタイム労働者の公正な待遇の確保（新設）
- (2) パートタイム労働者の納得性を高めるための措置（新設及び拡充）
- (3) 法の実効性を高めるための規定（新設）

#### 2 次世代育成支援対策推進法（改正のポイント）

- (1) 本年3月31日までの時限立法をさらに10年間（平成37年3月31日まで）延長
- (2) 法に基づく要件を満たした事業主に対する新たな認定（特例認定）制度の創設
- (3) 常用労働者数100人超の事業主には、引き続き一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化

- お問い合わせは、**青森労働局雇用均等室** までどうぞ。  
(TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696)

## 平成27年4月1日、二つの改正法が施行！

### ーパートタイム労働法と次世代育成支援対策推進法ー

- 標記の二法が改正され、平成27年4月1日より施行されます。主な改正のポイントは、次のとおりです。

#### 1 パートタイム労働法（改正のポイント）

- (1) パートタイム労働者の公正な待遇の確保（新設）
- (2) パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
  - ① 「相談窓口」の文書の交付などによる明示（拡充）
  - ② 事業主が講ずる雇用管理改善措置内容等の説明（新設）など
- (3) 法の実効性を高めるための規定（新設）

#### 2 次世代育成支援対策推進法（改正のポイント）

- (1) 本年3月31日までの時限立法をさらに10年間（平成37年3月31日まで）延長
- (2) 法に基づく要件を満たした事業主に対する新たな認定（特例認定）制度の創設  
(愛称：プラチナくるみん。認定を受けた事業主が使用できるマークは下記参照。)
- (3) 常用労働者数100人超の事業主には、引き続き一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化

- お問い合わせは、**青森労働局雇用均等室** までどうぞ。

( TEL 017-734-4211  
FAX 017-777-7696 )

